

「浦添市肥料価格高騰緊急対策事業補助金」

Q&A

Q. 補助金の目的は。

A. 新型コロナウイルス感染症の長期化や原油価格・物価高騰に伴う肥料価格の高騰による農業経営への影響を緩和するため、市内農業者が負担する肥料費上昇分の一部を補助するものです。

Q. 申請の流れはどのようになっているのか。

A. 令和4年6月～令和5年2月に肥料を発注したことを証明する書類（注文表等）、肥料費を支払ったことを証明する書類（領収書等）及び農産物の販売実績が証明できる書類（販売伝票等）をご用意いただき、所属する団体・法人等（農業協同組合等）を補助事業者として申請し、申請内容の審査の上、補助事業者を通して補助金を受け取ることとなります。

※団体・法人等に所属していない等、申請する補助事業者がない場合は、農業者個人が補助事業者となることも可能です。

Q. 市内在住で、市外の農地で事業をしているが、対象となるか。

A. 居住地が市内であることが要件となっているため、市外で農業を営んでいる方も、申請日時点で浦添市に住民登録がある方は対象となります。また、市外在住の方は浦添市で農業を営んでいても対象外となります。

Q. 特段の事情により令和3年中の農業収入がなかった場合は、対象とはならないのか。

A. 令和3年中の新規就農者や、不測の事態による休農等、特段の事情がある場合は、当該事情を証明できる資料を提出することにより、対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

Q. 補助額の算出方法の根拠は？

A. 補助額の算出は、次の計算式となります。

$$((\text{当年の肥料費(税抜)}) - (\text{当年の肥料費(税抜)}) \div 1.4 \div 0.9) \times 0.15$$

※計算式中の「(当年の肥料費(税抜)) \div 1.4 \div 0.9」は、前年の肥料費を算出するための計算式です。

※1.4＝高騰率。農産局長が定めた数値で、本事業では全期間に適用。

※0.9＝使用料低減率。化学肥料低減に向けた取り組みが前提。

※0.15＝市の補助率。前年度からの肥料費上昇分に対する補助。

Q. 国・県・他市町村が実施する他の補助金制度との重複は可能か。

A. 本事業で対象とする肥料費について、同肥料費を対象とする国・県の補助との重複については、基本的には申請可能です。ただし、他市町村が実施する同種の補助事業については、基本的には重複ができないので、ご注意ください。

Q. 申請から支給されるまでどの程度の期間を要するか。

A. 申請内容に不備がない場合は、市が補助事業者からの申請書を受領してから概ね2週間程度で補助事業者へ交付（口座へ振込み）される予定です。その後、申請農業者への交付は補助事業者から交付されますので、詳しくは補助事業者へお問い合わせください。